

四国中央市への企業立地を応援します

企業の立地に対する優遇制度(企業立地促進条例)

- 指定企業 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業…(全部)
(対象業種) 卸売業、宿泊業、社会福祉・介護事業、教育・学習支援業、サービス業…(一部)
※ 四国中央市所有地への立地については、全ての業種

- 指定要件
 - ① 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業は、投下固定資産総額が**2億円以上**
①以外の業種は、投下固定資産総額が**1億円以上**
ただし、中小企業者については、投下固定資産総額が**3,000万円以上**
 - ② 雇用の拡大が図られること
 - ③ 都市計画法、建築基準法、工場立地法、その他の法令に適合するもの
 - ④ 建物の建築等を伴い、該当建物が建築基準法に規定する検査済証の交付を受けること

奨励金区分	交付要件	新規雇用従業員	奨励金額	交付期間	限度額
企業立地促進奨励金	指定業者が企業の立地をしたとき	20人以上	市が評価した額 × 1.4/100 以内	5年	合計 1億円
		10~19人		3年	
		5(2)~9人		2年	
	(公有水面埋立地、市が造成した工業団地へ立地をしたとき)	5(2)人未満		1年	
新規事業促進奨励金	新設(本市に事業所を有する企業が資本の額等の2分の1以上を出資し、かつ、既存事業と同種の事業を営む場合を除く)、新たな事業展開に伴う増設、更新又は移転による企業の立地をしたとき	20人以上	市が評価した額 × 1.4/100 以内	2年	合計 5,000万円
		20人未満		1年	
拠点営業所立地奨励金	本社が県外にある企業が、拠点となる支店又は営業所等を本市へ立地(移転も含む。)したとき	10人以上	市が評価した額 × 1.4/100 以内 (賃貸事務所等は、賃貸部分固定資産税相当額)	2年	合計 5,000万円
		5(2)~10人未満		1年	
雇用促進奨励金	企業立地に伴い新規市内雇用従業員を5(2)人以上雇用したとき。ただし、関連企業から異動した従業員及び短時間労働者は除く。	新規市内雇用従業員数 × 50万円以内		1年	合計 5,000万円

()内の数字は、中小企業者の場合。

※ 中小企業者とは、中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいいますが、そのうち、中小企業者以外のものが、資本の額等の2分の1以上を出資しているものは除きます。

※ 「市が評価した額」とは、土地、建物及び償却資産の取得に対して、新たに市が賦課した固定資産税課税標準額をいいます。

※ 「新設」とは、本市に事業所を有しないものが事業所を立地する場合をいいます。

※ 「増設」とは、既設の事業所のほかに新たに事業所を設置する場合をいいます。

四国中央市へ立地した場合の奨励金額の目安(例)

土地	建物・償却資産	雇用	計
用地購入費(約2,000坪) 1.5億円	工場、施設建設費 2億円	市内新規雇用従業員 15人	3.5億円
企業立地促進奨励金 (1年目) ・固定資産税額(約100万円) (2年目) ・固定資産税額(約100万円) (3年目) ・固定資産税額(約100万円) 計 約300万円	企業立地促進奨励金 (1年目) ・固定資産税額(約140万円) (2年目) ・固定資産税額(約135万円) (3年目) ・固定資産税額(約130万円) 計 約405万円	雇用促進奨励金 (1年目) 50万円×15人 計 750万円	<3年間の合計> 約 2,170万円
新規事業促進奨励金 (1年目) ・固定資産税額(約100万円) 計 約100万円	新規事業促進奨励金 (1年目) ・固定資産税額(約140万円) 計 約140万円		
拠点営業所等立地奨励金 (1年目) ・固定資産税額(約100万円) (2年目) ・固定資産税額(約100万円) 計 約200万円	拠点営業所等立地奨励金 (1年目) ・固定資産税額(約140万円) (2年目) ・固定資産税額(約135万円) 計 約275万円		
計 約600万円	計 約820万円	計 約750万円	

※金額は固定資産税額により変動します。

さらに、愛媛県の優遇制度も受けられる場合があります。

愛媛県企業立地優遇制度

- 対象業種 製造業、流通4業種(道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、こん包業)等
- 要件 ①投下固定資産総額が1億円以上
②新規県内雇用者数10人以上(常用雇用者に限ります。)

助成金区分	交付額	限度額
奨励金 (企業立地促進要綱)	工場建設等に伴う投下固定資産額の一定割合 (10~20%)	1指定工場当たり 合計5~10億円
雇用促進助成金	県内新規雇用常用労働者数×50万円 県内転入常用労働者数×25万円 県外新規雇用常用労働者数×25万円	5億円

四国中央市への企業立地のお問い合わせは

●四国中央市 経済部 産業支援課

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号(市役所3階)

TEL/0896-28-6186 FAX/0896-28-6242